

計画の基本的な考え方・計画策定の進め方

1. 計画の位置付け

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 8 条第 1 項に基づき策定
- 「千葉県 D V 防止・被害者支援基本計画」等の関連する計画との整合を図り策定

2. 計画期間

- **3 年間**（令和 6 年度から令和 8 年度まで）

3. 策定の進め方

- 計画は、**検討会議での意見等を参考にして県が策定**

時期（予定）	主な作業内容（予定）
1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回検討会議開催 ・委員の意見を反映して原案修正 ・関係各課に原案の修正依頼
1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施 ・市町村への意見照会
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・意見等の取りまとめ
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案策定
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 回検討会議開催 ・計画の決定、公表